

●財務諸表

1. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
 なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類については、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成25年9月27日内閣府令第63号）附則第2項により、改正前の銀行法施行規則に準拠しております。
 また、「会社法」（平成17年法律第86号）に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
2. 財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
3. 財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (資産の部)

(単位：百万円)

科 目	事業年度別	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
現金預け金		15,734	17,658
現金		8,669	9,407
預け金		7,064	8,250
コールローン		10,000	12,000
買入金銭債権		313	369
商品有価証券		163	264
商品国債		41	141
商品地方債		121	122
有価証券		208,592	238,945
国債		97,642	103,016
地方債		9,731	21,444
社債		54,850	64,717
株式		11,535	13,747
その他の証券		34,832	36,019
貸出金		413,583	422,218
割引手形		12,459	10,104
手形貸付		60,539	59,220
証書貸付		302,682	309,510
当座貸越		37,900	43,382
外国為替		606	534
外国他店預け		591	531
買入外国為替		15	2
その他資産		1,310	952
前払費用		16	14
未収収益		604	480
金融派生商品		0	1
その他の資産		688	456
有形固定資産		10,106	9,934
建物		2,471	2,375
土地		6,664	6,664
リース資産		467	380
その他の有形固定資産		502	513
無形固定資産		1,036	485
ソフトウェア		882	385
リース資産		119	64
その他の無形固定資産		35	35
繰延税金資産		493	—
支払承諾見返		8,634	8,778
貸倒引当金		△3,258	△2,952
資産の部合計		667,318	709,188

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

事業年度別 科 目	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
(負債の部)		
預 金	598,786	616,522
当 座 預 金	22,054	21,358
普 通 預 金	265,725	282,758
貯 蓄 預 金	5,389	4,879
通 知 預 金	1,009	733
定 期 預 金	301,629	299,432
そ の 他 の 預 金	2,977	7,359
譲 渡 性 預 金	4,232	10,620
コ ー ル マ ネ ー	15,000	30,000
借 用 金	2,200	4,900
借 入 金	2,200	4,900
外 国 為 替	0	—
未 払 外 国 為 替	0	—
そ の 他 負 債	3,479	2,833
未 決 済 為 替 借	0	0
未 払 法 人 税 等	67	328
未 払 費 用	449	351
前 受 収 益	323	461
金 融 派 生 商 品	0	1
リ ー ス 債 務	613	465
資 産 除 去 債 務	70	70
そ の 他 の 負 債	1,954	1,155
退 職 給 付 引 当 金	1,678	1,667
偶 発 損 失 引 当 金	188	179
繰 延 税 金 負 債	—	68
再評価に係る繰延税金負債	1,413	1,413
支 払 承 諾	8,634	8,778
負 債 の 部 合 計	635,613	676,982
(純資産の部)		
資 本 金	8,000	8,000
資 本 剰 余 金	5,759	5,759
資 本 準 備 金	5,759	5,759
利 益 剰 余 金	11,708	12,145
利 益 準 備 金	2,724	2,724
そ の 他 利 益 剰 余 金	8,983	9,421
別 途 積 立 金	7,400	7,400
繰 越 利 益 剰 余 金	1,583	2,021
自 己 株 式	△77	△79
株 主 資 本 合 計	25,389	25,825
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,125	4,148
土 地 再 評 価 差 額 金	2,116	2,116
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,242	6,264
新 株 予 約 権	72	114
純 資 産 の 部 合 計	31,704	32,205
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	667,318	709,188

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	事業年度別	前事業年度 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)	当事業年度 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)
経 常 収 益		12,504	12,691
資 金 運 用 収 益		9,465	9,289
貸 出 金 利 息		7,880	7,571
有価証券利息配当金		1,548	1,648
コールローン利息		29	19
預 け 金 利 息		5	49
その他の受入利息		0	0
役 務 取 引 等 収 益		1,692	1,710
受入為替手数料		726	731
その他の役務収益		966	979
そ の 他 業 務 収 益		1,138	1,165
外国為替売買益		52	26
国債等債券売却益		1,085	972
国債等債券償還益		0	165
そ の 他 経 常 収 益		207	527
償却債権取立益		0	0
株 式 等 売 却 益		92	395
その他の経常収益		115	131
経 常 費 用		11,409	10,963
資 金 調 達 費 用		399	397
預 金 利 息		345	341
譲渡性預金利息		5	10
コールマネー利息		13	16
借 用 金 利 息		2	2
その他の支払利息		31	26
役 務 取 引 等 費 用		691	740
支払為替手数料		167	180
その他の役務費用		524	560
そ の 他 業 務 費 用		345	88
商品有価証券売買損		0	0
国債等債券売却損		80	88
国債等債券償却		264	—
営 業 経 費		9,093	9,078
そ の 他 経 常 費 用		878	657
貸倒引当金繰入額		480	336
貸 出 金 償 却		28	12
株 式 等 売 却 損		106	84
株 式 等 償 却		18	28
その他の経常費用		245	195
経 常 利 益		1,094	1,728
特 別 損 失		4	23
固定資産処分損		4	23
税引前当期純利益		1,090	1,704
法人税、住民税及び事業税		67	364
法 人 税 等 調 整 額		420	529
法 人 税 等 合 計		487	893
当 期 純 利 益		603	811

株主資本等変動計算書

前事業年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金 別 途 積立金	繰越 剰余金	利 益 剰余金 合 計		
当期首残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	1,294	11,418	△81	25,097
当期変動額									
剰 余 金 の 配 当						△311	△311		△311
当 期 純 利 益						603	603		603
自 己 株 式 の 取 得								△ 2	△2
自 己 株 式 の 処 分						△2	△2	5	3
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	289	289	3	292
当期末残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	1,583	11,708	△77	25,389

（単位：百万円）

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計		
当期首残高	1,512	2,116	3,628	35	28,761
当期変動額					
剰 余 金 の 配 当					△311
当 期 純 利 益					603
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,613	—	2,613	37	2,650
当期変動額合計	2,613	—	2,613	37	2,943
当期末残高	4,125	2,116	6,242	72	31,704

当事業年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金 別 途 積立金	繰越 剰余金	利 益 剰余金 合 計		
当期首残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	1,583	11,708	△77	25,389
当期変動額									
剰 余 金 の 配 当						△373	△373		△373
当 期 純 利 益						811	811		811
自 己 株 式 の 取 得								△ 1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	437	437	△1	436
当期末残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	2,021	12,145	△79	25,825

（単位：百万円）

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計		
当期首残高	4,125	2,116	6,242	72	31,704
当期変動額					
剰 余 金 の 配 当					△373
当 期 純 利 益					811
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	22	—	22	42	64
当期変動額合計	22	—	22	42	500
当期末残高	4,148	2,116	6,264	114	32,205

注記事項

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,194百万円であります。
 - (2) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理することとしております。
数理計算上の差異：各発生年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。
 - (3) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(表示方法の変更)

配当制限に関する注記については、該当する条文が削除されたため、記載しておりません。

- なお、以下の事項について、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
 - ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
 - ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
 - ・財務諸表等規則第42条に定める事業用土地の再評価に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
 - ・財務諸表等規則第68条の4に定める一株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
 - ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める一株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
 - ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により記載を省略しております。
 - ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

株式	197百万円
出資金	23百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

破綻先債権額	361百万円
延滞債権額	15,347百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は次のとおりであります。

3か月以上延滞債権額	17百万円
------------	-------

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

貸出条件緩和債権額	1,556百万円
-----------	----------

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

合計額	17,283百万円
-----	-----------

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

10,107百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	0百万円
有価証券	39,421百万円
その他の資産	9百万円
計	39,431百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,685百万円
コールマネー	20,000百万円
借入金	4,900百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券	4,590百万円
その他の資産	6百万円
また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。	
保証金	89百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	37,560百万円
うち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）	37,560百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の圧縮記帳額

圧縮記帳額	1,958百万円
（当事業年度の圧縮記帳額）	（ 一百万円）

10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

100百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

子会社株式	197 百万円
関連会社株式	—
合 計	197 百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,836百万円
退職給付引当金	588百万円
有価証券償却	466百万円
減価償却費	391百万円
その他	361百万円
繰延税金資産小計	3,644百万円
評価性引当額	△1,498百万円
繰延税金資産合計	2,145百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,214百万円
繰延税金負債合計	△2,214百万円
繰延税金負債の純額	△68百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	37.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.4
評価性引当額の増減(△)	9.9
住民税均等割	1.1
復興特別法人税分の税率差異	2.5
その他	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.4%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.7%から35.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産(繰延税金負債控除前)は39百万円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。